宝塚市営住宅退去者滞納家賃等収納業務委託 公募型プロポーザルに係る質問及び回答

No.	質問の該当個所	質問内容	回答
1	実施要領１（3） ⑥滞納家賃等現金の払込事務	① 納付書は「ひと月毎にまとめて１枚」か「債務者毎に１枚」か「債務者の月毎に１枚」かご教示下さい。 ② （別紙 1）の報告書は任意様式にてご報告することは協議可能でしょうか。	① 納付書は、債務者毎ではなく、債務者全員分をひと月毎にまとめてとなります。ただし、市の歳入管理として家賃分と駐車場使用料分を分けているため、両方ともに回収があった場合は、それぞれで納付書を作成することとなり、ひと月毎の納付書は 2 枚になります。 ② 基本は指定の様式での報告を想定していますが、協議は可能です。
2	実施要領１（3） ⑥滞納家賃等現金の払込事務 ⑦滞納家賃等計算書等の提出事務	① （別紙 1）（別紙 2）を作成するにあたり、提供予定データの雛形を事前に確認させていただくことは可能でしょうか。 ② （別紙 2）1.収納金集計総括表について、退去者滞納家賃を対象としていますが、業務開始が令和 9 年 4 月からであることを踏まえ、現年度に該当する債権も生じるという認識でよろしいでしょうか。	① 契約締結後であれば、実際に過去に報告を受けた（別紙１）（別紙２）を参考に確認いただくことは可能です。また、（別紙１）（別紙２）の Word データの提供も可能です。 ② ご認識のとおりです。
3	実施要領１（3） ⑦滞納家賃等計算書等の提出事務	① （別紙 2）（別紙 3）の報告書は任意様式にてご報告することは協議可能でしょうか。 ② 報告期日は「翌月の５日まで」とありますが、「翌月 5 営業日まで」に協議可能でしょうか。	① 基本は指定の様式での報告を想定していますが、協議は可能です。 ② 基本は「翌月の５日まで」ですが、状況に応じて協議は可能です。

4	実施要領１（3） ⑧相続人調査 ⑨所在調査	調査業務は、委託者と受託者が協議のうえ、弁護士判断にて実施でよろしいでしょうか。	調査の実施については、委託者と受託者の協議により決定します。
5	実施要領１（3） ⑩四半期毎の業務実施報告書の提出	報告書類は任意様式でよろしいでしょうか。	任意様式で支障ありません。
6	実施要領１（4） 委託対象滞納家賃等の件数及び金額	委託予定債権の詳細をご教示下さい。 ① 初回委託予定の件数・金額 ② 既に他の事務所等への委託済みの件数・金額 ③ 未収発生からの期間（3 年未満、3 年以上、5 年以上等） ④ 連帯保証人・保証人の人数 ⑤ 契約期間内において、追加で発生する見込みの金額（現段階での概算や予定額）をご教示下さい。また、追加委託される時期については随時でしょうか。もしくは、年度ごとに追加される予定でしょうか。	① 滞納家賃等の件数及び金額（令和 8 年 8 月末現在）は、約 25 件、約 2,000 万円であり、初回委託予定の件数・金額も同規模となる想定ですが、変動する可能性はあります。 ② 退去滞納者に係る滞納家賃等に関しては、本業務委託により回収の強化を図っており、本業務委託以外に委託は行っていません。 ③ 滞納家賃等の最終納付日からの期間は、3 年未満が約 20 件、3 年以上が数件です。 ④ 連帯保証人の人数は、計 20 名程度です。 ⑤ 退去は基本的に個人の意思によるため、追加で発生する見込み金額は不明ですが、新たに発生した場合は随時、委託対象として追加します。

7	実施要領１（5） 委託料等	四半期毎に報酬を支払うとありますが、請求書の送付も四半期毎でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、請求書の送付も四半期毎となります。
8	実施要領 10（8）	「債務負担行為設定金額、5 年　5,500,000 円」とありますが、今後の経過や状況の推移によって、当該金額が増額される可能性はございますでしょうか。	増額の可能性はあります。